

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和2年10月27日（火） 11:00

小倉北区役所 西棟7階 特別会議室

1 開 会

2 案 件

(1) 議案

議案第30号「北九州市教育委員会規則で規定する申請書等の押印の特例に関する規則の制定について」

(総務課長)

議案第31号「北九州市教育委員会文書規程の一部改正について」

(総務課長)

3 閉 会

教 育 委 員 会 （ 定 例 会 ）

- 1 開催年月日 令和2年10月27日（火）
- 2 開催時間 11:00～11:20
- 3 開催場所 小倉北区役所庁舎 西棟7階 特別会議室
- 4 出席者 (教育長) 田島 裕美
(教育委員) シャルマ 直美 平野 氏貞 大坪 靖直
津田 恵次郎 竹本 真実
- 5 事務局職員
- | | |
|-------------|--------|
| 教育次長 | 太田 清治 |
| 総務部長 | 松成 幹夫 |
| 教職員部長 | 福嶋 一也 |
| 学校支援部長 | 柏井 宏之 |
| 指導部長 | 古小路 忠生 |
| 学力・体力向上推進室長 | 金子 二康 |
| 総務課長 | 田中 真徳 |
| 教職員課長 | 宮基 章弘 |
| 学事課長 | 仲道 裕一 |
- 6 書 記
- | | |
|---------|-------|
| 総務課庶務係長 | 増田 真二 |
| 総 務 課 | 事柴 佑斗 |
- 7 会議の次第 別紙のとおり

教育委員会(臨時)会議録(令和2年10月27日)

1 開 会

15:00 田島教育長が開会を宣言

2 会議録署名委員の指名

田島教育長が会議録署名委員に、大坪委員と竹本委員を指名。

3 案 件

(1) 公開案件

議案第30号・同第31号について一括審議

議案30号「北九州市教育委員会規則で規定する申請書等の押印の特例に関する規則の制定について」

議案31号「北九州市教育委員会文書規程の一部改正について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

[提案理由要旨]

行政手続の簡素化を推進し、市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、文書の押印について特例を定めるもの。

大坪委員／議案第30号の4ページ目のところに、実際どういった文書から、押印の手続きがなくなるのかということも挙げています。

1点質問させていただくが、小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園のほうにある書類関係で、例えば入学願書や誓約書などはどういう手続きになるのか、現状はどんな続きになっているのかも含め、お聞きしたい。

また、「押印の手続きをしなくてもいいように」という意味合いで資料に記載があると思うが、国からは、電子申請等のもう一步踏み込んだ形の検討課題も示されているように思うが、そちらの検討状況や今後の見通しがあれば併せてお聞きしたい。

総務課長／小学校等の様式については、規則を確認したが、規則上では押印を廃止するような書類は今回確認できなかった。

ただし、実際はこれに沿うような形で書類の変更を行っていくこととなるが、具体的にどのようになるのかなどは、要領なども含めてすべて確認していくこととなる。この要領などは今回の教育委員会会議に付議する議案ではないため、今回は示していない。

また、電子申請については、別途、市長部局より通知が出ている。

それによると、実際の電子化については「電子決裁を推進すること」となっており、同時期に通知されている。現在、教育委員会では30.4%、約3割を電子での取扱いを行っている現状である。

これからさらに進めていく必要があるが、今回の議題は押印の廃止に関する議案であり、具体的な部分はお示ししていないが、電子申請についても並行して進めている。

平野委員／この規定改定については理解したので、進めていただいてよいと思う。

ただ、先ほど規則には載っていない様式などがあるという話については、実態に即して言えば、多くの小中学校で用いられている書類の中に「印」と記載のあるものがおそらく相当数あるのではないかと推測される。

こういった書類は順次進めていくのであれば、同様の考え方で正式に廃止ということとしていくのかお聞きしたい。

総務課長／現時点では、規則や規定を見直し、変更を行っている状況である。

これに並行して要領や要綱なども見直しており、実際の事務手続きと照合しながら整理を行った結果、今回資料にお示ししたものをまず変更していく。また、文科省から「学校内にある文書については、きちんと整理をするように」と改めて通知があり、それと併せて今回の議案となっている。それ以外の例えば学校内で作成している書類などがあるため、まずは本議案で大きな整理を行い、それをもとに、できるだけ早く各学校についても整理をしていくように想定している。

平野委員／今回の動きによって、学校では多くの書類に印があることがわかり、それを一つ一つ整理していくこととなると思う。学校内では一時的に混乱する時期がどうしても出てくると推測するため、十分に配慮していただきたい。

もう1つお尋ねしたいのだが、今回の趣旨を簡単に言ってしまうと『記名捺印』と従来あったものを『記名のみとする』ということであると思う。しかし、私はそれを聞いて少し驚いたのだが、「ゴム印も押印だ」と言っているのを聞いた。こういった言い方はよくないのかもしれないが、この趣旨を正しく理解していないというか本末転倒、拡大解釈をしているように思った。

あくまでも「自署した上で捺印するのは二重に本人確認をしているため、そこまでする必要はない。そういう無駄をなくす」ということが目的であると理解している。趣旨をきちんと理解していないようなことが実際行われているのではないかと思うのだが、それについてどのようにお考えか。

総務課長／先ほどの説明で少しゴム印の話を書せていただいたのが若干誤解を招くこととなってしまったのかもしれないが、あくまで今回の趣旨は委員がおっしゃるとおりの内容である。

平野委員／確認だが「自署したものはそれのみでいい」という解釈でよいか。

総務課長／そのとおりである。

平野委員／もう1点確認したいのだが、些末な話で申し訳ないが、例えば賞状の印鑑などはどういように取扱いをする考えなのか。

総務課長／現在、全体的な整理を行っているが、表彰状の印鑑はなかった。

平野委員／残すということなのか。

総務課長／今回の改定を行う対象となるものが示されているのだが、その中では表彰状については、対象となっていなかったと記憶している。しかし、もう一度確認して回答させていただきたい。

大坪委員／刷り込み印刷ではなかったか。

総務部長／契約上の押印などもどうなるかといったことと似たような話である。今回の趣旨とは少し違った見方となる。

田島教育長／教育委員会だけでなく市全体である。

総務部長／また、公的な証明などあるため、総務局と調整して今後行っていくこととなる。

学校支援部長／例えば、卒業証書の校長印も昔は相当気を遣いながら押印していたが、かなり前から刷り込み印刷となっている。

押印のころから比べると手間暇はかなり省けている。

田島教育長／それは電子印か。

学校支援部長／電子印である。

田島教育長／いずれにしても、市全体で表彰状などはある。

総務課長／表彰状や公的な書類もあるため、その辺整理してお答えしたい。

原 案 可 決

4 閉 会

11:20 田島教育長が閉会を宣言